

船舶事故調査報告書

平成26年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成25年12月6日 03時45分ごろ
発生場所	長崎県五島市女島 ^め 南西方沖 女島灯台から真方位217° 19.5海里付近 （概位 北緯31° 44.1′ 東経128° 07.1′）
事故調査の経過	平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八 ^{えいこう} 栄興丸、288トン NS1-1040（漁船登録番号）、海興水産株式会社 57.13m×8.20m×4.30m、鋼 ディーゼル機関、1,154kW、昭和63年12月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成8年7月4日 免状交付年月日 平成23年4月19日 免状有効期間満了日 平成28年7月3日 機関長 男性 33歳 四級海技士（機関）（機関限定、履歴限定） 免許年月日 平成20年8月4日 免状交付年月日 平成25年3月25日 免状有効期間満了日 平成30年8月3日
死傷者等	なし
損傷	船橋、船尾楼甲板及び上甲板の乗組員居住区、サロン、賄い室、洗濯室、浴室及び機関室上段区画が焼損
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか7人が乗り組み、女島南西方沖の漁場で漁獲物の積み込み準備作業中、平成25年12月6日03時45分ごろ、船尾に向かった一等航海士が、何かの警報が鳴っていることに気付き、魚倉周辺で作業中の機関長に連絡した。 機関長は、機関室上段左舷後方の機関監視室内に設置の火災警報表示盤で「サロン及び賄い室」区画のランプが点灯しており、同区画の火災発生を確認した。

	<p>甲板員等は、消火器等でサロン及び賄い室区画の消火を行ったものの、黒煙と火炎が激しく消火を断念し、03時55分ごろ僚船に全員が救助され、本船は、僚船からの救助要請を受け、来援した巡視船1隻によって消火活動が行われた後、えい船により、長崎県長崎市小ヶ倉柳ふ頭に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m</p>
その他の事項	<p>本船は、船尾船橋型であり、船橋より前方の上甲板下には、魚倉を設け、船橋より後方の上甲板（以下「船尾上甲板」という。）上には、船橋甲板及び船尾楼甲板があり、船尾楼甲板の中央に煙突が設置されていた。</p> <p>船尾上甲板には、魚倉の船尾側が機関室となっており、機関室後方の隔壁を隔てた区画には、中央にサロンがあり、その右舷側には、食堂が、左舷側には、木製壁面で仕切られた乗組員居住区が、食堂の前方には、浴室及び洗濯室がそれぞれ配置され、食堂の後方が賄い室となっていた。</p> <p>サロンの船尾側壁面には、10年以上使用している家庭用冷蔵庫のほかテレビが設置されており、本事故後、同冷蔵庫付近が最も激しく燃えていたものの、使用していたコンセントには溶損したプラグ等のトラッキング火災を示すものはなく、また、前方に置かれていた電気ヒーターは、プラグ自体がコンセントに差し込まれておらず、使用されていなかったことが判明した。</p> <p>機関監視室には、計器盤や火災警報監視盤が設置されていた。</p> <p>船長は、03時25分ごろ、一等航海士に指示し、船尾上甲板居住区等の乗組員に漁獲物の積込み準備作業開始を知らせる乗組員招集ベルを鳴らさせ、仮眠中であった船尾上甲板の乗組員居住区の乗組員は、サロン及び食堂を通過して右舷階段室から上甲板の魚倉付近に向かった際、サロン及び食堂等に煙、火炎、焦げくさい臭い等の異変は感じなかった。</p> <p>本船は、サロンを含む各居住区には、天井に温度上昇型の火災感知器が設置され、機関監視室の火災警報盤に導かれていた。</p> <p>本船は、漁獲物積込み作業などにより、乗組員が不在となる乗組員居住区天井には、火災発生時の初期消火用のスプリンクラーがなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、女島南西方沖の漁場で漁獲物の積込み準備作業中、サロン後方の冷蔵庫付近から出火したことから、電線被覆が燃え、サロン後</p>

	<p>方の木製壁面に延焼した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、サロン後方に固定されていた冷蔵庫付近が他に比べ、最も激しく燃えていたことから、同冷蔵庫の電源線付近から出火した可能性があると考えられるものの、焼損状況が激しく、出火元を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、女島南西方沖の漁場で漁獲物の積込み準備作業中、サロン後方の冷蔵庫付近から出火したため、電線被覆が燃え、サロン後方の木製壁面に延焼したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に整備業者に依頼するなどし、電気機器、配線等の絶縁抵抗測定を行い、漏電原因等の除去に努めること。 ・上甲板での漁獲物積込み作業などにより、乗組員が不在となることのある乗組員居住区には、天井にスプリンクラーを装備することが望まれる。